

平成24年第1回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成24年3月1日 午前10:00

○散 会 午後 2:16

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水 道 局 長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
企画政策課長 (部長待遇) 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	税 務 課 長 鈴 木 整
市 民 課 長 小 玉 優 子	生 活 環 境 課 長 関 谷 良 広
追分出張所長 三 浦 喜 博	社 会 福 祉 課 長 大 木 充
高 齡 福 祉 課 長 小 玉 隆	健 康 推 進 課 長 遠 藤 睦 子
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	都 市 建 設 課 長 渡 部 智
総務学事課長 館 岡 和 人	幼 児 教 育 課 長 門 間 善 一 郎
生涯学習課長 菅 原 一	ス ポ ー ツ 振 興 課 長 菅 原 正 光

選挙管理委員会事務局長・
監査委員事務局長

三 浦 永 寿

農業委員会事務局長 永 井 甚 誠

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正

議会事務局次長 畠 山 靖 男

平成24年第1回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成24年3月1日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議運委員長）
- 日程第 4 議会改革特別委員会審査報告について
- 日程第 5 行政報告（市長施政方針）
- 日程第 6 議案第 4号 潟上市暴力団排除条例（案）について
- 日程第 7 議案第 5号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第 6号 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第 7号 潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第 8号 潟上市図書館設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第 9号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第10号 潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第11号 平成23年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について
- 日程第14 議案第12号 平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第15 議案第13号 平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第16 議案第14号 平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第17 議案第15号 平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案）について

- 日程第 18 議案第 16 号 平成 23 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 19 議案第 17 号 平成 23 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 20 議案第 18 号 平成 23 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 21 議案第 19 号 平成 23 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 22 議案第 20 号 平成 23 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 23 議案第 21 号 平成 24 年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 24 議案第 22 号 平成 24 年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 25 議案第 23 号 平成 24 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 26 議案第 24 号 平成 24 年度潟上市一般会計予算（案）について
- 日程第 27 議案第 25 号 平成 24 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 28 議案第 26 号 平成 24 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について
- 日程第 29 議案第 27 号 平成 24 年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 30 議案第 28 号 平成 24 年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について
- 日程第 31 議案第 29 号 平成 24 年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について
- 日程第 32 議案第 30 号 平成 24 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について

- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 平成 2 4 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 平成 2 4 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 7 議案第 3 5 号 平成 2 4 年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 日程第 3 8 議案第 3 6 号 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 3 9 請願第 1 号 T P P 交渉参加に向けた協議の中止を求める請願
- 日程第 4 0 陳情第 1 9 号（平成 2 3 年受付） 要望書（馬踏川、飯塚排水路 一帯の堆積した土砂の採取について）
- 日程第 4 1 陳情第 1 号 最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書
- 日程第 4 2 陳情第 2 号 子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める陳情書
- 日程第 4 3 陳情第 4 号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書
- 日程第 4 4 陳情第 5 号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情
- 日程第 4 5 選挙第 1 号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 4 6 選挙第 2 号 男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙について

午前10時00分 開会

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（千田正英） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、15番西村 武議員及び16番鈴木斌次郎議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（千田正英） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月22日開会の議会運営委員会において審査の結果、本日から3月21日までの21日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月21日までの21日間と決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（千田正英） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付したとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。15番西村 武議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（西村 武） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、2月22日に委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもとに、2月27日に委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告を致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、議案第4号の条例（案）は社会厚生常任委員会へ付託、議案第5号、6号、7号、8号の条例改正（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第9号の条例改正（案）は社会厚生常任委員会へ付託、議案第10号の条例改正（案）は産業建設常任委員会へ付託、議案第11号から議案第20号までの各会計の補正予算（案）は所管の委員会へ付託、議案第21号から議案第23号までの特別会計への繰り入れは産業建設常任委員会へ付託、議案第24号から議案第35号までの各会計の予算（案）は所管の委員会へ付託、議案第36号の市道路線の認定及び変更は産業建設常任委員会へ付託という区分で行うことと致しております。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

次に、陳情、請願については、お手元に配付の請願及び陳情等のとおり、各所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については14名の通告者がありました。

抽選の結果、3月5日月曜日の1番目に18番藤原幸雄議員、2番目に11番小林 悟議員、3番目に10番佐藤義久議員、4番目に9番戸田俊樹議員、5番目に19番佐々木嘉一議員、3月6日火曜日の1番目に16番鈴木斌次郎議員、2番目に13番佐藤 昇議員、3番目に15番西村 武議員、4番目に8番伊藤栄悦議員、5番目に14番藤原典男議員、3月7日水曜日の1番目に12番岡田 曙議員、2番目に5番菅原理恵子議員、3番目に1番中川光博議員、4番目に4番藤原幸作議員、以上となっておりますので、よろしくお願い致します。

次に、常任委員会審査について申し上げます。

常任委員会審査は、各委員会とも3月9日金曜日の午後1時30分開会とします。

一部事務組合議会議員の選挙について申し上げます。

湖東地区行政一部事務組合議会議員に2名、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員に1名の欠員が生じたことにより、それぞれの議員の選挙を行うものであります。本日の日程として取り扱いをいたします。

議会改革特別委員会の報告について申し上げます。

議会改革特別委員会委員長より、議長あてに報告書が提出されております。本日の日程として特別委員会より報告をいただくこととなっております。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） 8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） 議事運営について、緊急質問を致します。

○議長（千田正英） はい、どうぞ。

○8番（伊藤栄悦） ただいま議会運営委員長から議会運営について報告がありました。

それによりますと、14名の議員からの一般質問があるとのことで、議会議員の責務を果たすという意味では結構なことだと存じます。

さて、この一般質問についての質問であります。お伺いするところによりますと、14名の一般質問の発言要旨届け出があった中から、3名の議員の一般質問が質問内容の削除を求められ、発言ができないという状況が生じております。一般質問の通告中の佐藤義久議員の2、総務文教常任委員会所管事務調査報告を受けて、みずからも処分の該当するお考えか、及び中川光博議員の7番、市長の政治姿勢について、また、一部削除の佐々木嘉一議員の前文については、本人を除斥の上でそれぞれ口頭により不許可、削除をされております。議員の発言権は議員活動の中心であり、責務であります。一般質問は議員にのみ与えられた権利であります。

そこで議会運営委員長にお伺い致します。

一つ、議会運営委員会において議員からの一般質問発言要旨、発言について、議会運営委員会に不許可、削除の権限はあるか、あるとすればその権限は何か。不許可、削除された3議員のそれぞれについて理由、委員会での経過並びに結果についてお伺い致します。

2つ目、議会運営委員会の権限のうち、一般質問の取り扱い等、一般質問の運用（通告制を含む）の具体的運用となる潟上市議会運営委員会の取り扱い規定はありますか。

3、そのような措置は潟上市議会の過去の事例として存在してございましたか、伺います。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（千田正英） 関連、はい、10番。

○10番（佐藤義久） 質問の許可を。

○議長（千田正英） 簡潔に今、関連質問ですから簡潔にしてください。

○15番（西村 武） 伊藤栄悦さんから質問があったので、これに答えてくださいというんだから、こちらを先に答えた方がいいんじゃないですか。

○議長（千田正英） 一応認めましたので、簡潔にお願いします。

○10番（佐藤義久） ありがとうございます。

議会運営委員長の報告で、私の質問通告の中から認められないものがあったという報告がありませんでした。議長からは議会運営委員会で決めたこととのことでした。議長には、委員会から答申をいただいておりますが、私は文書で今般2月24日、一般質問通告届け出しましたところ、27日夕刻、携帯電話で2つ目の市長、副市長、教育長にお尋ねした、先ほど伊藤議員から申しておりました・・・。

○議長（千田正英） ちょっと10番。

○10番（佐藤義久） 長いですか。許可できないとの連絡を議長からいただきました。それで納得できませんでしたので、文書で再考の上、ご許可くださるよう申し立てしましたところ、2月28日おっといですか、文書で出したところ、29日午後4時33分、事務局長から議長からの伝言として電話入りました。それで、なぜなのかその理由は皆目わかりません。第1点に発言の許可しない理由を伊藤栄悦議員同様、お尋ねします。第2点に、その権限があるかもお伺いしたい。議運の決定は表決の結果か、お伺いしたい。議事録は備えていると思いますが、資料として要求致します。5点に、議運からの答申を受けておりましたら、写しを配付してください。この説明をお伺いしない限り、私は議員としての発言の自由、原則を奪われ、職責を果たすことはできません。説明を求めます。

○議長（千田正英） 15番西村 武議会運営委員長。8番の伊藤栄悦議員の議会運営委員会の結果と経過について説明をお願いします。

○15番（西村 武） ちょっと長くなるので、そちらの方にいってもよろしいでしょうか。

○議長（千田正英） はい、どうぞ。いいですよ、どうぞ、認めます。

○15番（西村 武） 伊藤栄悦議員の質問にお答え致します。

まず、議会運営委員会におけるその協議内容です。それでは、この潟上市議会運営基準で、一般質問は議長が議会運営委員会に諮ると明記されております。私どもは議会運営委員会の権限と致しまして、その範ちゅうの中で審査をしたと、こういうことでございます。

協議の内容について説明を致します。

まず冒頭に申し上げますけれども、議会運営委員会は議長の諮問を受けて、通告の内

容が一般質問の定義に一致するか、通告を受け付けるべきか、発言を許可するべきかについての意見を委員会でもとめ、議長へお伝えしております。

議会運営委員会では、一般質問を許可する、しないという権限はございません。

委員会みずからの意思で通告書の内容を審査するという権限がないことは先刻承知しております。議長より意見を求められたので、ご意見を申し上げたいということであることをしっかりとご確認ください。

くれぐれも手続き論に終始されないよう、皆さんにひとつお願いをしたいと思います。

その内容でございますけれども、議会運営委員会の中で一般質問の定義は何であるか、その確認をした上で通告項目、質問内容、全体について協議しております。一般質問については、議員必携にもありますとおり、大所高所からの政策を建設的立場で議論すべきであること、また、能率的会議運営が必要なことを十分理解して、簡明で、しかも内容のある次元の高い質問を展開するものであり、通告した内容が行政に全く関係がないものや議会の品位を傷つける恐れがあるようなものは議長が許さないことということをも確認しております。

そこで佐藤義久議員の通告内容でございますけれども、総務文教常任委員会の所管事務の調査を受けて、市長はみずからの身の処し方をいかに考えるかという項目で通告をされておりますけれども、この質問は一般質問の高所からの政策を建設的立場に議論すべき内容のある次元の高い質問の定義に全く当たらないという意見が委員からありました。

具体的な通告内容では、前段の内容は議会内部の手続きに関するもので、市当局は全く関係ない、中段には職員の処分についての記載があるが、総務文教常任委員会ではこのような職員の処分などの文言が一切使っておらず、自分の考えを全面に出しすぎて、委員会の審査内容や市当局、議会、市民など多方面に誤解を与える。更なる後段では、総務文教常任委員会の決議に、前代未聞と揶揄するような文言もあり、委員会審査独立の原則を侵す。明らかに決議結果に介入している、よって削除すべきという意見がありました。一方で、この程度ならば許容の範囲ではないか、認めていいのではという意見もありました。最終的に委員会で、ひとたび許容の範囲などあいまいな判断基準を認めると、この後、際限なくなる。厳格に一般質問はされるべきということとなり、指摘の部分は削除をすべきことになっております。この結果、通告内容で残る部分は、市長の身の処し方、それについての教育長、副市長の見解を問うところではありますが、この部

分も決して建設的で次元が高い内容とは言えないものであり、委員会では削除すべきとなっております。結果として残る部分はなく、この質問事項は全文が削除すべきであると議長にお伝えをしているところでございます。

中川議員の一般質問の内容ですが、市長の政治姿勢を問うという項目がありますが、これも建設的でも次元の高い質問でもなく、また、誰が書いたか全く不明な投票に基づいた質問であり、風聞に類するものであります。質問に値しない、削除すべきということを議長にお伝えしております。これについても一人でもそのように言う市民がいる以上は風聞ではという委員からの意見もありましたが、出所がはっきりしない投票に基づく質問は受け付けるべきではないということになっております。

以上が議会運営委員会の協議内容であります。

なお、議員必携には議会運営委員会の協議結果について、議員はこれを遵守することは当然であると明記されております。委員会の中では、議員必携の内容をそんなとらえ方もあるという程度のものだと議員必携を軽く受け流し、内容について懐疑的な見方をする委員もおりましたが、今後も議会運営委員会は議員必携にある指南を基本に協議を進めていく考えでありますので、最後に全員にお知らせをしておきます。

以上でございます。

○議長（千田正英） はい、1番。

○1番（中川光博） おはようございます。

今、議運の委員長が報告されたことで、文言の誤りが2カ所ありましたので訂正してください。私の7番目の質問は、「市長の政治姿勢を問う」という文言ではありません。「市長の政治姿勢について」という文言です。訂正してください。あと、今、説明の中で、一般市民からの「投票」があったと、そういうふうな説明ありましたが、これは投票とかという文言ではなくて、一般市民からの郵便局経由の投書があったと、「投書」です。委員長、この2点について文言を訂正していただきたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） これは文書の流れでそう言いましたので、そのとおりですので。

それともう一点はですね、投票があったということですね。

○1番（中川光博） 投票じゃなくて投書です。

○15番（西村 武） 投書があったということですね。

- 1番（中川光博） だから、きちんと、これ議事録にみな残っていきますので、文言を
しっかり訂正してください。
- 15番（西村 武） 投書があったということですがけれども、それも確認できていない
というので、当委員会ではこれはだめですよと、風聞かどうかわからないからだめです
よと、こういうことです。
- 議長（千田正英） ほかに。8番。
- 8番（伊藤栄悦） ただいま議運の委員長から縷々説明がありましたけれども、まず2
番目の、この潟上市議会運営委員会の取り扱い規定はあるかということの答弁が、まず
ありませんでした。そういうことと、それから、過去の事例がありましたかということ
についても答弁ありませんでした。それで、3回と限られておりますので、続けてまい
ります。

今、定義が何かということについて縷々委員会で検討したということでございました。相当次元の高いものでなければならぬこととか、あるいは風聞とか、いろいろなことを申されましたけれども、議員必携の中にはそういうことは書かれておりません。もっと違った意味で書かれてございます。そういうことではありますが、まずは今の話の原点は、これは議長から諮問があったということに基づいて、その諮問に基づいていわば委員会で質疑をしたと、審査というかそれを検討したということでございます。そうすると、疑問があるとか何とかということは、多分議長の方からこういう点についてこうであるから、この点について委員会で話し合ってくれと、諮問するから話し合ってくれと、こういうことが文書なり何なりできっちりと出されていく、これが普通の姿だと思います。そこで問題になるのは、一体その議長が、この一般質問の発言の要旨について目を通して、何がどういう基準でそういうふうな観点に立って委員会に諮問をしたかということが問われてくるわけです。ですから、そのことがなしに、それから本人たちにも理由を申し上げないで、そして、いわば委員会に諮問したと。そして諮問したものが委員会で削除、修正、そういうふうなことが行われたことに対して、議長はこれを許可したわけでしょう。だから、はっきりした基準とか規定とかそういうものに基づいてこれはきっちりとやらないとどういう結果になるかということ、恣意的な解釈によって一般質問の削除とかそういうふうなことがなされていくと、議員の権利まで侵害されてしまうと。だから、そういうあいまいな、あるいは委員会に丸投げのような形でそれがなされるということ自体が、私は非常に危ないと、危険だと、こういうふうに思います。そういう

ことからして、まずは一般論でもなくとも、ほかの方の県議会でも、そういうふうなことは前代未聞だということもあります。ですから、こういうふうな本当に議会にとってものすごく重要なこの問題なんです。だって考えてみたら、議員のいわば特権である一般質問ができないということなんですよ。だから、そこはちゃんと議長も諮問するときに、きっちりとした基準のもとで、規定のもとで、何々のことでこういうことだから、このことについて議運で検討してくれという諮問をするべきなんですよ。しかしながら、そういうふうな具体的な中身は何もなくて、言ってみれば丸投げのような格好で諮問をやったと、こういうことではないかと私は思っております。したがって、議長のそういうふうな諮問をしたときの具体的な基準とか内容について、まずこのことも議長に伺いたいと思います。そういうことからしても、やはり議会運営委員会というのは7名の構成ですけれども、やはりこれらについては賛否とかそういうことでなしに・・・。

（「賛否は何もとらない」の声あり）

- 8番（伊藤栄悦） いやいや、満場一致って言ったわけでしょう。
- 議長（千田正英） まず、はい。
- 8番（伊藤栄悦） まずいいです。反論してもいいですから。それで、そういうことでなしに、やっぱり良識に沿って、一般的な良識、それから、これは一般質問を出す議員もそうです。それから、それについての削除するとか修正するとか、そういうことについても、やはり公平、平等、対等というそういう議員のその権利であるということも考えながら、しっかりと良識を持って判断してもらわなければ、この後大変なことが起こると、こういうふうに私は感じておりますので、まずはとりあえず足りないところは後で委員長から、それから議長の方は諮問した側ですから、そこについてきっちり説明していただきたいと。
- 議長（千田正英） 議長がこの一般質問を議運に諮問しております。そのときに、疑問点につきましては、1番中川議員、そして10番佐藤議員に通告しております。その上で・・・これは全部ではないのですけれども、一応その一般質問全般にわたって目を通して、ここはちょっと、ここがおかしいというようなところは事務局を通してそれは通告しております、本人に。あと、そのほかの今の1番と10番のその全面削除ということについては、ちょっと疑問の点もありましたけども、まずその議会運営委員会の委員の皆さん方の意見を、審査というか協議してもらおうということで議会運営委員会のその協議をしてもらった結果、議会運営委員会の協議結果については、これはやはり議長として

も尊重しなきゃいけないし、議員としても遵守をしなければならないということです。

○8番（伊藤栄悦） 私の3回目の質問ですので、これで私の分は終わりとなりますけれども、それで、実はもう一人いるわけでしょう、2人じゃなくて。19番さんの方も、これは前置きが長すぎるから削除しろと、こういう分もあったわけでしょう。だから、全体としては3人なんですよ。だから、そういうことが議長から諮問されたということだから、議長はやはりそのところをきっちりと判断しながらやらないと、議長権限の行使というものがどうなのかということが疑問になってきます。だから、そのあたりをやはりこれはもう重大な実は議員の権利とか人権まで及ぶ大きな問題で、そういうその重大事にかんがみて、やはりしっかりとやってもらわなければ困るということでありま。す。ですから、今、議長にもう一回ですけども、これは19番議員もそういうことがありましたよ。だけれども、こういうことは、私個人的なことを言うてはだめなんですけれども、県議会の方のところにも聞きました。それから町村議会の方の専門部にも私電話をして聞きました。だけれども、それなりの、それなりの回答はありました。しかしながら、やはりあるべきところとか、例えば前置きが長いから切れと、こういうことなどは通用するわけないでしょう。1時間という枠の中で質問をしながら、そして答弁をいただき、1時間というものを経過するわけだから、その中で、例えばプライバシーに反するとか、あるいは議会の品位を傷つけるとか、そういうような特別なものがあれば、これはやはりそれなりに諮問しながらやっていかなきゃいけないと。やはり三人一様の中ではないと思うんですよ。だからそこあたりもきっちりと判断しながらやってもらわないと、これは権利とか人権にかかわる問題だから、しっかりとやってもらいたいと思います。もう一回答弁をお願いします。

○議長（千田正英） 19番の除斥については、本人のご理解を得て、本人が私は退席されたと思います。

それから、もう一つは、前文が長いということなんですけれども、これも議運と致しましては、ちょっと長いから少しその効率よくできないかということで、これも協力を願ったことで、別にその議運でこうしなさいとかああしなさいというそのあれはありませんでした。一応協力を願うということで議運は終わっております。

以上でございます。

それで、この一般質問の項目の削除についてですけども、これは議会運営委員会でのこの質問の項目は全部削除にすべきであると、この二つについて報告を私は受けており

ました、議運の委員長から、ということで。これを議長は尊重しながら、議会運営委員会の協議については尊重しながら、これを対象にしないということを判断致しました。

それで議事を進行したいと思います。

(「はい、10番。」の声あり)

- 議長（千田正英） 議事進行したいと思いますが、10番、はい。
- 10番（佐藤義久） 私にお答えしていただきたいのですが、先ほど伊藤栄悦議員からお話してございます重複する面もあろうかと思っておりますが、私には議長から電話で、あなたの2番目については発言を許可できないというだけの電話で、理由は一切されておりません。ただ、今、議運の委員長から伺ったところだと、レベルが低い質問だと、こういうお話でもありましたし、どの辺のレベルだったら許可いただけるものかということもお尋ねしたいし、私は外郭団体等々については提出してある資料をご覧になっていただければわかると思っておりますが、各団体の存亡の危機に当たるのではないかと懸念をした質問をしておるわけで、かなり次元の高いものだなと思っております。このことについては議長から一言お願いしたいのですが。
- 議長（千田正英） 先ほど議運の委員長が報告したとおり、委員会では削除すべきとなっております。結果として残る部分はもうないということで、この質問は全部削除すべきであるということを議長に報告されておりますので、議長は議会運営委員会の報告書を尊重しながら議事を進めていきたいと思っております。
はい、10番。
- 10番（佐藤義久） 一般質問をする段階で、いろいろ検討したら、議運で検討したら残るところがなくなった、この権限はどこにありますか。私ども選挙で選ばれている、私議員だからここで一般質問なり質問なりできるわけですよ。その権限をみな剥奪しちゃうということですか。質問したこと、一つ一つ答えてください。
- 議長（千田正英） 15番西村議員。
- 15番（西村 武） 伊藤栄悦さんの潟上市でそういう基準についてどうこうと言うけれども、これは潟上市議会運営委員会のその運営基準というものにきちっと明記されておりますので、後で伊藤さん・・・。
- 8番（伊藤栄悦） ないって。
- 15番（西村 武） ありますよ。それで、それに対して今までその実例がありますかと聞いていましたね。これも実例もあります。ありますよ。名前を言って申し訳ないけ

れども、菅原久和さんのときに、この一件ございます。そういう実例がありますということ、まず申し上げます。

それから、もう一つは定義ですけれども、定義についても質問がありましたけれども、定義というのはやはり正しいことをやはりきちっと推し進めていくと、こういうことなので。

○8番（伊藤栄悦） だから何なのか。

○15番（西村 武） だからね、具体的に先ほど申し上げましたように、風聞、瑕疵、例えばその間違った質問もあります、この佐藤さんの場合は。だってこれ、前代未聞というのは、我々がそういうその例えば職員の処分等については一回も話したことないですから、そういうこともここに取り上げていますので、それは瑕疵ある質問なので、これはだめですよと、こういうことなんですよ。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 今、一般質問に関するところでいろいろ議論されておりますけれども、それぞれ本会議場のルールの中で3回質問して3回答えたということ、経緯ちゃんと踏まえておりますから、あとは議事を進行していただいて、予定どおりの日程に入っていただきたいということを強く要望致します。これは自分の思いと、例えば答弁とその合致しなければ、これどこまでも延々と続くわけでありまして、議長職権の中で、職責の中できちっと果たしたということが、きちっと議長も明言されておりますし、そのことを私どもは十分尊重したいと思っておりますので、是非ひとつ議事を進行していただきたいということを強く求めます。

○議長（千田正英） ただいま17番から議事進行との発言がありましたので、議長もこれを受けまして議会運営委員会の報告を尊重しながら、議会運営委員会の協議の結果については当然皆様も遵守していただきたいと思っておりますので、議事を進行します。

議事進行してもよろしいでしょうか。ちょっと議事運営について。

○15番（西村 武） 議事運営というのは、要するに動議だから、休憩の動議とか議事進行の動議しかないのです、あとはもう議事進行してください。

○議長（千田正英） 先ほど、議事進行の動議が出ておりますので、このまま議事を進行したいと思っております。

（「質問があります」の声あり）

○議長（千田正英） 議事を進行します。

(「議事を進行してください」の声あり)

○議長(千田正英) 議事を進行するという事にしましたので、議事を進行します。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、議会改革特別委員会審査報告について】

○議長(千田正英) 日程第4、議会改革特別委員会審査報告についてを議題とします。

(「反対します」の声あり)

○14番(藤原典男) 議事の進行に妨害するっていうことは問題ですよ。これは対応してもらおうとかそういう処分もあると思いますよ。何回も言ってるんだから。

○議長(千田正英) 一般質問の件につきましては、質疑を打ち切ります。

それで・・・。

○1番(中川光博) 議長、もう一回確認しますが、質問はいいですか。

○議長(千田正英) 日程第4、議会改革特別委員会審査報告についてを議題とします。

議会改革特別委員会委員長より委員会審査報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。4番藤原幸作議会改革特別委員会委員長。

○4番(藤原幸作) 議会改革特別委員会審査報告書。

1. 設置の目的及び調査・研究事項。

議会は、市民の声を市政に反映するにふさわしい体制づくりを、時代の変化に応じて創り上げていくとともに、それを推進していく姿勢を市民に示すことが求められている。

とりわけ議員活動を保障する基本的なこと、議会運営に関する根本的なことについては、重要かつ速やかに対応しなければならない検討課題であり、議会全体で議論を重ね、結論を導き出し、それを市民に明確に示しながら理解をいただくことが必要とされるものである。

これらのことから、市内外の状況を踏まえながら、下記の事項を調査・研究し、議会改革の一層の推進を図るものである。

(1) 政務調査費について(交付について)

(2) 議会報告会について(過去2回の実施からの見直しについて)

(3) 会派について(会派のあり方、規程の見直しについて)

(4) 議会運営について(一問一答、反問権、総括質疑について)

(5) 広報公聴について(議員の賛否一覧の公表について、議会中継について)

(6) 審議会について(議員の審議会への参画について)

(7) 議会基本条例について（先進地事例等について）

委員会の構成は全議員を委員とする。

2. 調査・研究結果

① 政務調査費について

委員会では、政務調査費は地方自治法に規定されているものであり、法の趣旨は理解するという点では一致した。しかし、本議会においては交付すべきという意見と、現在の厳しい経済状況下では市民からの理解は得られず、受領すべきものではないという意見に分かれたが、受領すべきではないという意見が多かった。

政務調査費の交付の本質は、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」である。現在、本議会で実施している各常任委員会での行政視察研修や所管事項の調査、あるいは、目的・テーマを持った特別委員会の設置により、新たに政務調査費を交付せずともその目的に近づくことは十分に可能である。

さらに、外部で開催される議会議員を対象とした研修会への参加や外部講師を招いての研修会について、議会内で十分に協議しながら必要に応じて予算化することでも対応できることから、今任期中はその推移を見ることとし、交付は見合わせるべきものとした。

② 議会報告会について

議会報告会については、継続して実施すべきとの意見が多かった。報告会実施については、出席された市民からのアンケート結果を精査しながら、市民ニーズを的確にとらえ、実施形態の抜本的な見直しを図り、今後も継続して実施していくものとする。

③ 会派について

会派については、本議会の会派規程の中では、その定義がはっきりしておらず、定義とその目的を委員会では協議しながら、整理・確認をした。会派とは「市政に対する主義・主張が一致した政策集団であり、市政の発展に資するもの」であり、政策集団であることから2人以上とすること、1人の議員は会派に所属しない議員となるが、広く議員の意見を吸い上げる意味から、会派代表者会議への出席はオブザーバー参加とすることで意見集約をした。今後の会派のあり方については、政策集団であることから会派を中心に政策立案をし、会派間で議員間で自由な討議を行うことも目的の一つであり、さらには会派代表者会議で取り扱う案件を整理し、会議規則に定められた全員協議会の開催との調整をとりながら、会派制度のより一層の充実を図っていくものとした。会派規

程については、これらの内容を踏まえ、改正することとする。

④－１ 議会運営（一問一答）について

一般質問の一問一答方式は、質問の論旨がより明確になり、内容も深まり、市民にもよりわかりやすくなることから実施すべきとの意見に集約された。実際の運営については、整理しなければならない事項があるため、他自治体で実施している例を調査・研究し、市当局とも協議しながら導入するものとする。

④－２ 議会運営（反問権）について

一般質問の際、市長からの反問権については、議論が深まり、議員も今まで以上に勉強、自己研鑽をすることにつながり、市民の福祉向上などへもつながることから、認めるべきとの意見に集約された。今後、一問一答方式とあわせながら、当局との協議を進め、導入をするものとする。

④－３ 議会運営（総括質疑）について

総括質疑は、常任委員会への付託前の議案に対する質疑であり、市長が答弁しなければならないような政策的、大綱的なものを聞くことが大前提である。しかし、趣旨が徹底されておらず、意図したものにはなっていない。また、15分という時間の中で、すべての議案に対して質疑を行うのは難しいという意見が大方であった。

現在は、すべての議案説明が終わってから、日を改め通告制により実施しているが、従来の議案説明後に直ちに質疑を行う議案質疑の形式にした方が、より効率的で質疑の内容も深まる。時間的な制約もなくなるとの意見が多く、議案質疑の形式での実施について、市当局と協議しながら進めることを確認した。

また、県議会で実施されている総括質疑に類似するもの、すべての常任委員会の審査が終了し、本会議での委員長報告が終了してから再度総括的な質疑の場を設け、当局から不足部分の説明を受けるべきとの意見も出されたが、県議会は会派制度が充実・確立した中での実施であり、予算・決算特別委員会での実施であることから、そのまま本議会へは導入することはできず、今後の調査・研究課題とすることとした。

⑤ 広報公聴（賛否一覧表の公表・議会中継）について

市民に開かれた議会として、議員の議会活動の公開は重要であることから、賛否の公開については、議員は一人一人責任を持って採決における意思を表示しており、公開するのが当然との意見であり、公開するものとする。

議会中継については、新庁舎の建設とあわせ、中継機器などのハード面、中継体制の

ソフト面などを整備しながら実施するものとする。

⑥審議会について

審議会への参画は法律で義務づけられているもの、条例で定められているもの、要綱で定められているものに大別される。さらにその中でも議員とは明記されず、公益・識見を有する者として議員が参画しているものがある。

地方分権では、できるだけ議員は参画しない方向でいくようであり、できれば法令で定められているもの以外は参画しないで、議会で審議していく形がいいのではという意見がある一方で、当局から議会の意見を聞きたいというのであれば柔軟に対応すべきだ。常任委員長として参加していて違和感を覚えたことがない。また、計画の策定などにおいて、成案になる前に当局は議会に提示するという姿勢が必要になっており、参画しない自治体はそのような形をとっているとの意見もあった。

最終的に、審議会への参加は、法定のものにしていくこととした。

しかし、現在参画しているものから、直ちに参画を見合わせることは、条例、要綱などの整理も必要となり、当局の考え方を参酌する必要があることから、当面は公益・識見を有する者として参画しているものから、当局と協議しながら順次見直しをしていくこととする。

⑦議会基本条例について

議会基本条例については、早急に制定すべき。自治基本条例が間もなく制定される状況であり、遅くとも今任期中には策定すべきという意見と、議会改革を進め、足元が固まってから必要性が認められたときに制定すべきとの意見に分かれ、意見の一致は見られなかった。

早急に制定すべきという意見は、議会、議員のあり方、市民と議会、市と議会のあり方を、きちんと整理することがまずは必要であり、それに沿って、その中で二元代表制の議員の役割を発揮されていく。今、自治基本条例が制定される状況で、議会もその責務などあり方を市民に示す必要がある。議会報告会の実施は要綱であるが、そのような要綱ではなく、基本条例の中で整理し、議会内で確認が必要なものは申し合わせなどの内規ではなく、必要なものは条例化すべきというものである。

議会改革を進め、必要性が認められたとき、制定すべきとの意見は、現在の潟上市議会は議会運営の足元が固まっていない。改革すべき項目がまだまだある。議会運営の基本中の基本である全議員で確認されなければならない申し合わせ事項すら、宙に浮いた

ままでは、とても議会基本条例を策定する状況ではない。そもそも議会は地方自治法、条例、規則によって運営されており、また、条例の目玉と言われる議会報告会は、本議会では実施済みであり、今また反問権、一問一答も会議規則などに盛り込まれる段階までできており、基本条例を策定する必要性は認められない。一つ一つの改革が進めば議会基本条例は必要はなくなるという意見である。

協議に先立って、委員会では、大館市議会、大仙市議会を行政視察した。大館市議会は、本議会と同様の状況であり、大仙市は条例策定に議員間では異論はなく、制定に向かったとのことである。

議会基本条例の位置づけについて、条例と条例の間に上下関係はないものの、制定されれば議会の最高規範たる位置づけとなるのとらえ方は議員間で一致した。それに基づき、議会改革と申し合わせ事項の整理、条例制定に向けての体制づくりを進めながら、議会基本条例を策定していくとした。今後、早期に体制などについて議会全体で協議を行うこととする。

以上、本委員会の審査報告とするが、協議内容を確認いただきながら、議員一人一人において、さらには会派、議会運営委員会、常任委員会などで、速やかに課題に対して対応いただくことが肝要である。

日程等については割愛します。

以上でございます。

○議長（千田正英） 委員会審査報告書は、全議員で確認されたものでありますので、委員長報告のとおりと致します。

これで議会改革特別委員会委員長の報告を終わります。

暫時休憩します。再開は11時10分からと致します。

午前10時57分 休憩

.....
午前11時10分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

なお、10番佐藤義久議員より、体調不良のため退席しております。

【日程第5、行政報告】

○議長（千田正英） 日程第5、市長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 改めて、おはようございます。

平成24年第1回潟上市議会定例会の開会に当たり、市政の所信と平成24年度予算編成の概要を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

<基本施政>

昨今の社会経済情勢については、東日本大震災やその後のEU加盟国の債務危機などにより、先行きは依然として不透明であります。国の月例経済報告においても海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクを指摘しており、今後も国内のデフレ影響や雇用情勢の悪化に注視しなければならないと思っております。

一方、再生エネルギーなどを中心とした環境・エネルギー分野においては、技術革新による環境と経済成長の両立、低炭素社会の実現を図ろうとする動きも加速しております。大震災に直面した私たちは、復興を通じた日本再生とこの教訓を未来へ生かしていくことの新たな使命が課せられました。津波を含むあらゆる自然災害に強いまちづくりの実現を目指していかなければなりません。

国政においては、消費税率の改正を柱とする「税と社会保障の一体改革」の素案を大綱として閣議決定するなど、一つの方向性が示されておりますが、なお予断を許さない状況にあります。市民の暮らしをはじめ、地方自治体の行財政運営にも大きな影響を及ぼすものと予想されることから、国政の動向を見きわめ、市民の皆さんの生活を守るべく、的確に行動してまいりたいと考えております。

本市総合発展計画では、市民の目線に立ち、対話と協調を大切にしながら、すべての市民が心豊かに暮らしていくために、「市民による市民のためのまちづくり」を基本理念としております。この理念は私の政治信条でもあり、今後も「対話・協調・発展」を基本としたまちづくりに誠心誠意取り組んでまいります。

<当面する行政課題への取り組み>

1. 新庁舎建設について

新市の事務所の位置については、合併協定項目において唯一残されている項目であると同時に、緊急避難的な措置としておる現在の分庁方式から本庁方式への移行は重点課題でもあります。

この課題に対する取り組みとして、合併協定書の内容を尊重し、「新庁舎建設基本構想」をもとに、これまで市議会並びに市民代表からなる「新庁舎候補地選定委員会」と

「現庁舎等利活用検討委員会」を設置し、建設最適格地並びに新庁舎建設後の現庁舎とそれに附帯する施設の利活用について協議、検討を重ねてまいりました。平成24年3月潟上市議会臨時会でも申し上げたとおり、庁舎建設候補地にかかわる各調査業務の報告内容をもとに、今定例会に新庁舎の整備に向けて、予定地の用地取得をはじめとする基本設計等の関連予算を計上して、事業を進めてまいります。また、24年4月から新庁舎建設を担当する部署として、新庁舎建設室（仮称）を総務部内に設置し、事業の推進に当たることとしております。

今後とも、さらなる情報の発信と説明責任を果たしながら、「庁舎建設事業」に全力を傾注してまいります。

2. 自治基本条例の制定について

約1年3カ月の協議、検討を経て、市民からなる「自治基本条例策定委員会」から2月16日に条例素案が報告されております。これまで策定に携わった多くの市民の思いを受けとめ、今後、逐条解説を作成し、議会と協議しながら条例制定を目指します。

市民自治を推進するに当たり、さらなる情報の共有と効果的・効率的な行政運営に努めるとともに、「市民参加」と「協働」のまちづくりを一層推進してまいります。

3. 潟上市環境基本計画の策定について

市総合発展計画の理念を環境面から実現するために、市民、事業所を含む市全体の環境行動指針と今後の環境関連施策の計画的推進、その進行管理を定める「潟上市環境基本計画」の策定に取り組んでいるところであります。

これまで市民アンケート調査や市民会議などを通じて貴重なご意見をいただきました。24年度は、これらを反映した計画案に対する環境審議会の専門的意見やパブリックコメントを経た上で議会でご審議をいただくこととなります。

なお、計画策定後はフォーラムなどを通じて環境意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

4. クリーンセンター基幹改良整備事業について

ごみ焼却施設の老朽化に伴い、施設整備が急務となっていることを受け、23年度事業で策定しました「クリーンセンターごみ焼却施設長寿命化計画」に基づく24年度・25年度の2カ年事業として、クリーンセンター基幹改良整備工事を実施し、改良後15年程度の延命化を図るものであります。

この事業は、循環型社会形成推進交付金の対象事業であり、施設の延命化対策を講ず

ることにより、既存施設の有効利用が図られ、中長期的に財政負担が軽減されるとともに、最新型設備に移行することによりCO₂排出量の削減が可能となり、より一層の地球温暖化対策の推進が期待されるものであります。

なお、クリーンセンター改修時のごみ処理については、秋田市へ処理を委託する方向でありますが、内容がまとまった段階で補正予算で対応したいと考えております。

5. 暴力団排除条例の施行について

秋田県暴力団排除条例の施行にあわせて、一層の暴力団排除の推進と市民の平穏な生活の確保と地域の経済活動の健全な発展に寄与することを目的として「潟上市暴力団排除条例」を制定致します。市では、これまでも公共事業や市営住宅からの暴力団排除等の施策を推進してきましたが、今後もこうした取り組みを一層強力に推進し、市の事務事業からの暴力団排除のさらなる徹底、市からの暴力団排除に率先して取り組んでまいります。

6. 防災対策について

東日本大震災後、地域防災に関する市民の関心は高くなっております。

23年度中に潟上市津波ハザードマップ暫定版を全戸配布致しますが、24年度にはこのハザードマップに記載しております津波避難場所に標高等を記載した津波避難場所看板の設置を計画しております。また、災害情報等を市民に伝達するための手段として、防災行政無線のほかに、登録をいただいた方の携帯電話やパソコンにメールで災害情報等を配信する緊急情報メール配信システムの整備を計画しております。災害情報伝達の多重化が図られることにより、緊急情報が市民に、より伝わりやすい環境を提供することで、災害への機敏な対応を図ろうとするものであります。

今後、県から出される新しい地震発生の想定条件や津波浸水区域の見直しに基づき、引き続き防災計画の見直し及び防災対策を進めてまいります。

7. 消防団員の報酬等について

東日本大震災発生後の救助活動の際、地域に密着した消防団の活躍により、消防団組織の重要性を再認識したところであります。日常はそれぞれ自分の仕事を持ちながら、災害発生時や訓練、災害警戒時等に出動し、市民の期待にこたえるべく奉仕の精神で尽力されております。一方で、団員の高齢化や勤務形態の変化により、全国的に消防団員が減少しております。今後も団員数を確保し、組織体制を維持するため、消防団を取り巻く環境の改善に配慮することが重要であります。このようなことから、報酬等の引き

上げを図るものであります。

8. 消防広域化について

男鹿市・潟上市・南秋田郡町村の消防広域化につきましては、去る2月6日の「男鹿市・潟上市・南秋田郡消防広域協議会」で、組合経費の支弁方法（負担金）について試案をもとに協議しましたが結論には至らず、引き続き協議していくことと致しました。

なお、24年4月としておりました統合時期を25年4月とするとともに、年々進む高齢化や人口減少等を踏まえた安全・安心の実現に向けて協議を進めることを確認致しました。

9. 国立大学法人秋田大学との連携協定について

本市と国立大学法人秋田大学が、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的として2月17日に連携協定を締結しております。

このたびの協定には、連携協力事項として2つの項目を盛り込んでおり、1つ目は地域課題の解決に向けた調査・研究、2つ目は本市の特性に応じた防災・減災に関することとあります。いずれの項目につきましても、地域の活性化や地震等に対する地域防災に関連のある分野であり、市民及び地域において将来にわたり安全・安心な生活を送るためには、欠かすことのできない重要な行政課題として、今後は秋田大学の持つ専門的な知識や資源を活用し、地域活性化に向けた施策を実現・実践したいと考えております。

10. 豊川地域活性化について

本市では、地域づくりやまちづくり活動の中心的な役割を担っている地域コミュニティや自治会などの活性化を図ることは、市政運営の基本ととらえております。

昭和47年に国のモデルコミュニティ政策開始時に、県内第1号として「豊川地域コミュニティ推進協議会」が指定されて以来、これまで存続しているこの地域をモデルとした活性化策を実現・実践することは、今後の市内各地域の活性化に向けた重要なものと位置づけております。この活性化対策を検討するため、秋田大学からのアドバイザーを含め、市民15人からなる豊川地域活性化検討委員会を組織し、検討を重ねており、実現可能なソフト事業と拠点施設の内容について報告書を提出していただく予定となっております。

11. 福祉医療制度の対象者拡大について

県では24年度から未就学児を対象としている福祉医療制度を小学6年生まで拡大する

方針を決定致しました。これまで市では県の所得基準により対象外となった場合でも、2歳までは通院・入院を、また、3歳から未就学児については、入院も独自に助成してまいりました。

今回の制度拡大では、所得制限も緩和されるため、新たな基準による対象外となる小学生は、全体の約3.5%と見込まれますが、子育て家庭への負担を軽減し、少子化対策の有効な施策ととらえておりますので、市ではこの対象外となる場合についても所得制限を設けず、小学6年生まで全員を対象とし、通院・入院についても平等に助成する方針であり、今後、県の24年度予算確定後に市の独自助成分も含め、補正予算にて対応したいと考えております。

12. 健康かたがみ21の策定について

潟上市の健康づくり計画は、第3次国民健康づくり運動「健康日本21」を受け、合併前の15年に策定した「健康てんのう21」を新市に引き継いでおります。21年には名称を「健康かたがみ21」に改めるとともに、中間評価を行い、最終年度である24年度までの行動目標を立て、実践しているところであります。24年度は最終評価の次期計画の策定年度であることから、策定委員会を立ち上げ、協議を重ねているところでありますが、24年度は市民へのアンケート調査等を実施し、最終評価を行うとともに、国の次期国民健康づくり運動10年計画及び県方針を見据え、あわせて地域健康づくり組織等の意見も取り入れながら潟上市独自の次期計画を策定してまいります。

13. 少子化対策事業について

潟上市次世代育成支援行動計画の基本理念『「子ども」、「家庭」、「地域」がともに育む、子育て応援のまちづくり』に基づき、様々な角度から取り組みを進めております。

これまで特定不妊治療及び不育症治療費助成事業を行っておりますが、引き続き事業の推進を図るとともに、新たに排卵誘発剤等の薬物療法や人工受精などの一般不妊治療費の助成事業を加え、安心して妊娠・出産できるよう支援してまいります。また、妊婦歯科健診事業については、これまでの妊婦のみから夫にも拡充し、子育て支援の充実に努めてまいります。

また、絵本を活用して子供を安心して産み、育てていく自信を育むために、妊娠期、乳幼児期、小学校就学時に図書を贈呈する「ブックスタート1・2・3事業」を新規事業として実施するほか、子育て支援センターへ移動広場用活動車や遊具などを配置する

など、今後も積極的に少子化対策事業を展開してまいります。

14. 道路整備について

昭和地区の長年の懸案事項でありました大久保小学校線の詳細設計を実施致します。加えて、現大久保踏切に代わる新規道路計画についても、さらに進めてまいります。今後も地域関係者からのご理解のもと協議を重ねながら、早期の完成を目指してまいります。

15. 観光の振興について

本市の観光施設は、秋田市周辺からの身近な観光エリアとしてにぎわいを見せており、特に「天王グリーンランド」、「ブルーメッセあきた」は、「道の駅」として多くの利用者から親しまれているほか、水中写真ギャラリー「ブルーホール」や聖農・石川翁の功績を今に伝える「郷土文化保存伝習館」などの観光資源があります。こうした観光施設への回遊性や誘客を高めようと商工会が中心となって、市内観光3拠点連携検討会を立ち上げ、23年度には3拠点をめぐるスタンプラリーを実施しております。

一方、市では23年4月「食菜館くらら」のオープンにあわせ、1年間の試行期間として主要観光施設無料循環バスの運行を開始しました。市内集落を循環するコースでは、一日当たりの平均利用者数は11人でしたが、天王グリーンランドやブルーメッセあきた等の観光施設のみを循環するコースは利用者が少ない状況でありました。このような状況から、この無料循環バスは1年間の試行期間をもっていったん終了し、運行状況を検証しながら、今後は潟上市商工会や観光3施設が連携した検討組織などとの協議を交じえ、地域の魅力を最大限に活用したネットワークづくりに取り組み、観光の振興に努めてまいります。

16. 学校教育の充実について

135年もの歴史と伝統を刻む豊川小学校が閉校し、大久保小学校の歴史と伝統をあわせて引き継ぎ、「大豊小学校」として新たな第一歩を標します。4月から豊川地区から通学する児童の安全を図るためにスクールバスを運行するほか、大豊小学校のスポーツ少年団活動にかかわるユニフォームなどの購入費助成など、大豊小学校開校後の運営が円滑に進むよう支援してまいります。

また、向学心を持ち、勉学に意欲を持ったすぐれた学生でありながら、経済的な理由によって就学に困難がある方々に対し、奨学金を貸与するため育英会の充実を図ります。教育の機会均等に寄与し、適切な修学の環境を整備することで、次代の潟上市を担う豊

かな人間性を備えた、優秀で創造的な人材の育成を支援してまいります。

さらに、24年度から中学校保健体育科での武道必修化に伴い、本市では柔道を選択することとなっております。授業を行う教師は研鑽を積んでおりますが、さらに生徒の安全を重視し、地域の外部指導者をお招きし、複数の指導者のかかわりで実技指導をしたいと考えています。生徒の経験や技能などを十分踏まえ、安全に配慮した授業になるよう支援してまいります。

17. 地域集会施設管理体制の見直しについて

本市では、集会所や分館、児童館、ことぶき荘等の地域集会施設が地域づくり活動の拠点として活用されております。この地域集会施設は、建設趣旨や旧町での対応の違いなどにより、管理形態や管理費助成金などに差異があり、この調整は合併時からの懸案事項となっております。

これまで、そのたたき台となる地域集会施設管理の見直し計画案を策定し、22年度から23年度にかけ、自治会長会議や各地区連絡協議会等で内容をご協議いただいたほか、地域集会施設を保有する自治会へは直接出向いて見直し内容についてご意見をいただきました。

以上の経過を踏まえ、補助金が削減となる集会施設や地元負担が増加する自治会には特段のご理解をいただきながらも、24年度から段階的に見直しを実施することに致しました。さらに老朽化が著しい施設については、地元自治会等との協議により、施設の統廃合を進めることと致しました。

18. 補助金等の執行について

補助金等の交付に当たっては、「客観性」、「公平性」、「透明性」の3要素を慎重に審査しております。これは補助金等に限らずすべての事業に言えることではありますが、特に補助金等は特定の団体や個人に給付する公金であり、細心の注意が必要と考えております。今後も補助団体の自主性を十分に尊重しながらも、適正な指導・助言を行い、補助金等の執行に当たっては厳正に対処してまいります。

19. 職員の人事交流について

職員の人材育成を図るため、昨年に引き続き秋田県との人事交流を行います。

24年度も県・市町村の相互理解と地方分権を担う本市の人材育成を図るため、秋田県から権限移譲事務にかかわる専門的知識を有する職員1人を継続して派遣いただくことの内定を受けております。

また、本市の喫緊の課題である企業誘致について対応するべく、本市職員1人を秋田県へ派遣することに致しました。派遣期間は3年間の計画であり、24年度については県産業労働部産業集積課へ、その後2年間にわたり東京の秋田県企業立地事務所に派遣する予定であります。

さらに、秋田県地方税滞納整理機構と秋田県後期高齢者医療広域連合へ、引き続き職員を派遣致します。

20. 表彰式典の実施について

24年3月には合併8年目を迎え、心の合併の推進から、「一人ひとりが潟上市民であることを誇れるまちづくり」を展開していくことが重要と考えております。

これまで、自治、産業経済、教育文化、社会福祉、その他の分野で市の発展に貢献された方や市民の模範となる活動をされた方々の功績をたたえるため、表彰式典の挙行を予定しております。

<平成24年度予算編成について>

国の24年度予算案総額は90兆3,000億円で、東日本大震災からの復興のほか、少子高齢化、生産年齢人口の減少、経済のグローバル化といった環境変化に対応した経済社会の構造転換を進め、日本経済の再生を図る予算としております。

これを受けて、住民生活に密着した行政現場である地方自治体のマクロベースでの財政見通しである地方財政計画は81兆8,700億円で、前年度比0.8%減であり、政策的経費である地方一般歳出の伸び率は0.6%減となっております。

地方交付税は総額17兆4,545億円で前年度比0.5%増、臨時財政対策債は6兆1,333億円で前年度比0.4%減となっております。また、一般財源総額は59兆6,241億円で前年度比0.2%増となっております。

市税については、市民税個人分は、税制改正の影響で6.9%増が見込まれるものの、固定資産税は4.2%減となる見通しとなっております。

24年度は、潟上市総合発展計画後期基本計画の2年目として、各種施策を反映した予算編成に努めております。

また、厳しい財政状況にありながらも国・県などの財源を効率的に活用することにより、22年度以降3年連続で財政調整基金に頼らない予算編成となっております。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ134億3,900万円で、前年度当初予算との比較では3,600万円、0.3%の減となっております。

主な新規事業は、市役所庁舎整備事業9,752万7,000円、追分自治会館整備事業6,836万円、クリーンセンター基幹改良整備事業4億6,164万円、緊急情報メール配信システム整備事業514万5,000円、津波避難所看板整備事業295万円、漁港ストックマネジメント事業4,113万8,000円、市道大久保小学校線整備事業調査設計3,758万2,000円、橋梁長寿命化事業5,500万円、消防団器具庫（上出戸ほか）整備事業1,198万8,000円、育英会補助金1億円、天王中学校耐震補強大規模改修事業実施設計2,339万7,000円であります。

また、主な継続事業は、市道新設改良2億4,352万8,000円、緊急雇用創出臨時対策基金事業3,568万8,000円、商工会共通商品券事業補助金1,000万円、住宅リフォーム補助金3,900万円、除雪関連経費1億1,600万円、教育用コンピューター整備事業2,724万2,000円、住民生活に光をそそぐ交付金事業1,485万8,000円であります。

次に、特別会計及び企業会計につきましては、10の特別会計と水道事業の企業会計を合わせた総額は98億3,392万5,000円で、前年度と比較すると4億2,800万7,000円、4.6%増となっております。

社会保障関係の3特別会計予算総額は69億5,713万3,000円となっております。

下水道関係の3特別会計予算総額は13億2,577万9,000円で、主な事業は天王地区（湖岸・羽立）の農業集落排水処理施設を廃止し公共下水道に接続し、八郎湖の水質保全対策事業に取り組むものであります。

水道事業会計歳出予算総額は、収益的支出5億2,449万5,000円、資本的支出10億2,371万9,000円で、安全で良質な水の安定供給に努めるとともに、新規事業では天王大崎地区への給水事業に取り組むほか、継続事業では秋田市からの分水解消に伴う追分地区と牛坂地区への給水事業を実施するものであります。

<幸せを実感できるまちづくり>

自分たちのことは自分たちで決める、まさに「自己決定・自己責任」の地域主権の理念が今ほど試されているときはありません。

昨年、ブータンのワンチュク国王夫妻が訪日されました。ブータンは決して経済的に豊かな国とは言えませんが、人生の充足感を持つことこそが人間にとって最も重要であるとするブータンの「国民総幸福」の哲学が脚光を浴びました。

本市でも議会をはじめ行政と市民が互いの知識や資源を出し合いながら、市政運営へ積極的にかかわることのやりがいや充足感、充実感、そしてその役割と責任を適切に分ち合い、互いに協力することで得る充足感や達成感は、きっと幸せの実感へとつなが

るのではないのでしょうか。こうした「参画」と「協働」により、潟上市の未来を創り上げていかなければならないと痛感したものであります。

また、社会経済情勢が大きく変化する中であって、多様化する住民ニーズに対応し、行政サービスを維持しながら、より効率的で財政基盤の強固な自治体の形成も求められております。市では23年度から「勤務評定制」を導入しました。職員は職務遂行のため、徹底した情報収集や分析を行い、地域住民の視点に立った政策研究を行える能力を高めていかなければなりません。また、市民の日々の暮らしなどにかかわる満足度を高めていくための不断の努力と気概が求められております。昇給・昇格が必然的に行える時代ではないことはもちろんのこと、評価による昇給・昇格、適材適所への配置等、職員の公平・公正な処遇によって個々のやる気・意欲の向上と住民サービスの向上へとつなげてまいります。

私は、平成17年4月に初代潟上市長へ就任してから、はや2期目の最終年度を迎えます。この間、秋田県種苗交換会、秋田国体と大事業に携わらせていただきました。そして、今まさに百年の大計とも言うべき新庁舎建設という歴史的事業への巡り合わせに対し、運命さえも感じながら、情報の公開と共有を大原則に、責任と誇りを持って邁進してまいります。

私の一貫した政治姿勢は、現場主義を旨とした「市民の目線に立った行政運営」にあります。さきに申し述べました施策等を積極的かつ着実に推進するとともに、予算執行に当たっては、公私の区別を明確にして、総合発展計画に盛り込んだ事業であっても、そのときどきで議会や市民の皆さんとご相談をしながら柔軟に判断し、「できること、できないこと」の説明責任を果たしながら、職員ともども毅然かつ真摯に取り組んでまいります。

以上、市政運営における所信の一端と主要施策等について申し述べましたが、議会並びに市民各位には、今後とも格別のご支援とご指導を賜りますよう切にお願い申し上げ、私の施政方針と致します。

○議長（千田正英） これで市長の行政報告を終わります。

【日程第6、議案第4号 潟上市暴力団排除条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第6、議案第4号、潟上市暴力団排除条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） それでは、提出議案をお願い致します。

その中の1ページ目、お願いします。

議案第4号についてご説明致します。

本案は、潟上市暴力団排除条例（案）について。

潟上市暴力団排除条例を次のように制定するものとする。

平成24年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由ですが、秋田県が暴力団排除条例を制定し、暴力団排除の取り組みを強化していることにかんがみ、本市においても暴力団排除の気運を高めるとともに暴力団排除に向け、市、市民及び事業者等が一体となった取り組みを推進するため、関係条例を制定するものであります。これが提案理由であります。

次の2ページ目、お願いします。

この本条例を制定する目的であります。暴力団は従来の暴力的威力を背景とした資金獲得活動のほか、組織実態を隠ぺいし、合法的な企業活動を装うなど、資金源をますます多様化させ、市民の生活や事業活動に不当な影響を与えています。このような情勢に対し、本条例は暴力団排除の総合的な施策を推進するための規定を整備し、本市における健全な社会経済活動の発展に寄与することと市民等の安全で安心な生活を確保することを目的としております。

それでは、潟上市暴力団排除条例（案）の内容をご説明致します。

第1条は、目的で、本条例の内容を要約したものであります。

第2条は、本条例における用語の定義を規定しております。

第3条は、暴力団の排除を推進する上での基本理念について規定しております。

第4条は、暴力団の排除に関し、市が必要な施策を策定し実施する旨を規定しております。

第5条は、市民、事業者が自発的に暴力団の排除活動に取り組むよう規定した努力義務規定であります。

第6条は、公共事業をはじめとして市が行うすべての事務や事業により暴力団が利益を得ることとならないように、暴力団排除のために必要な措置を講ずることを規定しております。

第7条は、市民、事業者が暴力団排除の重要性について理解を深めるために市が啓発

を行うことを規定しております。

第8条は、市民、事業者、その他市内において活動するものが暴力団の威力を利用する全般を禁止した規定であります。

第9条は、市民、事業者が暴力団員、または暴力団員が指定したものに対して、金品、その他の財産上の利益供与を禁止する規定であります。

第10条は、行事からの暴力団の排除で、市が主催、共催、または支援する祭り等行事から暴力団を排除するため、行事の主催する、または運営にかかわるものが行事の運営規約や要綱などに暴力団排除条例を含ませるよう規定した努力義務規定となっております。

附則ですが、この条例の施行日は、平成24年4月1日とするものであります。

以上が条例の概要であります。

また、昨年施行された秋田県暴力団排除条例と本市条例は、相互に補完し合う形で適用されることとなります。

以上です。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

【日程第7、議案第5号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第7、議案第5号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第5号について、当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、提出議案の5ページをお願い致します。

議案第5号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成24年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、地域密着型の組織であります消防団員の処遇の改善を図るため、条例の関係部分として報酬、費用弁償について他市と同程度の金額まで引き上げるものでございます。

附則と致しまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

それでは、参考資料の2ページの新旧対照表により、ご説明申し上げます。

第5条、消防団の費用弁償につきましては、火災、あるいは警戒等のため出動した場合に限り、費用弁償1回1,300円を2,000円に引き上げるものでございます。

それと団長の年報酬であります4万円を6万2,000円に、副団長の年報酬3万5,000円を4万8,000円に、支団長の年報酬を3万円を4万円に、分団長の年報酬2万3,000円を3万2,000円に、副分団長の年報酬1万9,000円を2万8,000円に、部長の年報酬1万7,000円を1万8,000円に改正するものでございます。

なお、本改正に伴う予算影響額につきましては、報酬においては68万9,000円の増となります。費用弁償につきましては669万4,000円の増となります。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

【日程第8、議案第6号 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第8、議案第6号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第6号について、当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 続きまして、提出議案の7ページをお願い致します。

議案第6号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人税、法人特別税に関する暫定措置法の一部を改正する法律、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が昨年12月に公布されたことに伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、法人実効税率の引き上げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するものでございます。税の振り替えを行うということでございます。ちなみに旧三級品（若葉、エコー等）につきましては、たばこ税の税率の特例によりまして、都道

府県たばこ税1,000本につき716円を411円、305円の減、市町村たばこ税を1,000本につき2,190円を2,495円、これも同じく同額になりますが305円の増とするものでございます。それから、旧三級品以外についてでございますけれども、マイルドセブン等につきましては、たばこ税の税率の、これは改正によるものでございます。都道府県たばこ税1,000本につき1,504円を860円、644円の減とするものでございます。一方、市町村たばこ税については、1,000本につき4,618円を5,262円、644円増額するというようなことでございます。

この施行日については、平成25年4月1日でございます。

続きまして、地方主権改革を進めていく観点から、地方税減を充実させることが必要であるため、そのための方策の一つとして、退職所得にかかわる個人住民税の10%税減額の控除の特例を廃止するというものでございます。

この施行日については、平成25年1月1日とするものでございます。

続いて、東日本大震災の復興基本法に基づき、緊急に実施する災害のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税の均等割の税率を500円加算した額とするものでございます。

施行日につきましては、公布の日とするものでございます。

これらの税額をトータル致しますと3,640万円が市に振り替えられることとなります。

そのほかに東日本大震災にかかわる雑損控除額等の特例については、22年度中の損失とみなして適用したものにつきましては、損失対象金額が生じた年、これは23年度において適用しないこととするものでございます。

附則と致しまして、この条例につきましては公布の日から施行するものでございますけれども、各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

【日程第9、議案第7号 潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第9、議案第7号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第7号について、当局より提案理由の説明を求めます。鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） それでは、ご説明致します。

提出議案の10ページをお開きください。

議案第7号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市公民館条例の一部を次のように改正するものとする。

平成24年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

元木分館の新築による所在地の変更と公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

それでは、参考資料の7ページの新旧対照表によりご説明致します。

改正の1つ目は、第17条第2項の次に第3項「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。」を加えるものであります。

改正の2つ目は、別表第1中、元木分館の位置を「潟上市昭和大久保字堤の上59番地」から「潟上市昭和大久保字堤の上34番地11」に改めるものであります。

第17条第3項の規定については、平成23年8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会教育法の一部改正が行われ、平成24年4月1日より施行されることに伴い、これまで法律で定めていた公民館運営審議会の委員の委嘱の基準が削除され、当該委員の基準は文部科学省令で定める基準を参酌して、条例で定めることとされたことに伴い、参酌すべき基準を定めるものであります。

なお、この条例の施行日については、元木分館の位置の変更については公布の日から、第17条第3項の規定については、社会教育法の一部改正の施行日と同じ平成24年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

【日程第10、議案第8号 潟上市図書館設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第10、議案第8号、潟上市図書館設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第8号について、当局より提案理由の説明を求めます。鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） それでは、ご説明致します。

提出議案の12ページをお開きください。

議案第8号、潟上市図書館設置条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市図書館設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成24年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

図書館法施行規則の一部を改正する省令（図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準）の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

それでは、参考資料の9ページの新旧対照表により、ご説明致します。

第5条第2項の次に、第3項「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。」を加えるものであります。

平成23年8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、図書館法の一部改正が行われ、平成24年4月1日より施行されることに伴い、これまで法律で定めていた図書館審議会の委員の任命の基準が削除され、当該任命の基準は文部科学省令で定める基準を参酌して、条例で定めることとされたことに伴い、参酌すべき基準を定めるものであります。

なお、この条例の施行日については、図書館法の一部改正の施行日と同じ平成24年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

昼食のため、暫時休憩します。再開は1時30分から再開致します。

午前 11時57分 休憩

午後 1時29分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

10番佐藤議員より、体調不調のため午後から欠席届が出ております。

【日程第11、議案第9号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第11、議案第9号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第9号について、当局より提案理由の説明を求めます。鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 提出議案の14ページお願いします。

議案第9号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）についてであります。

潟上市介護保険条例の一部を次のように改正するものであります。

平成24年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由であります。介護保険法第117条の規定により策定する第5期潟上市介護保険事業計画に基づき、平成24年度からの介護保険料を定める必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

この介護保険条例の一部改正については、平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業計画の実績を点検評価し、高齢者人口の推移、あるいは介護給付対象サービスの見込み量、それらを推定し、介護給付費、予防給付費の推計をして、平成24年度から26年度までの3年間の第5期介護保険事業計画に基づいて介護保険料の見直しをします。

介護保険料の見直しに当たっては、自然増と新規事業分が5.9%、報酬改定分1.2%を見込み、介護給付費準備基金7,366万1,000円のうち7,090万円、財政安定化基金取り崩しによる交付金2,368万円を充当して対応しております。その結果、第5期介護保険事業計画における保険料の基準額の月額、第4期の4,700円から700円引き上げ5,400円とするものであります。

参考資料の11ページ、新旧対照表で説明致します。

この改正案につきましては、保険料率の第2条を改定するもので、平成21年度から23年度までとしておりました部分を、24年度から26年度までにするものです。

また、第2条の1号から6号については所得階層による部分で、第1号が3万2,400円、月額では2,700円とするものであります。これは基準月額5,400円の0.5倍を保険料率としているもので、2号についても同じであります。3号につきましては4万8,600円、月額に換算しますと4,050円ということで基準月額5,400円の0.75倍であります。4号につきましては基準月額どおりの5,400円、5号につきましては月額6,750円、基準月

額の1.25倍です。6号につきましては8,100円、基準月額の1.5倍となっております。

以上のような改正の内容であります。

附則であります。この条例は平成24年4月1日から施行するもので、経過措置として改正後の潟上市介護保険条例の規定は平成24年度分の介護保険料から適用し、平成23年度までの介護保険料については、なお従前の例によるものとする。

以上であります。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

【日程第12、議案第10号 潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第12、議案第10号、潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第10号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） それでは、ご説明致します。

議案書の16ページをお願い致します。

議案第10号、潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてであります。

潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

平成24年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、秋田市金足4地区（岩瀬、堀内、浦山、高岡）を秋田市の給水区域に編入することに伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

17ページをお願い致します。それと参考資料の12ページと13ページに条例改正案の新旧対照表を掲載しております。

改正内容は、潟上市水道事業の設置等に関する条例第2条第2項の給水区域、給水人口及び一日最大給水量の別表中、給水区域の秋田市金足の項を削り、給水人口の欄中「3万3,412人」を秋田市金足の給水人口702人を減ずる「3万2,710人」とし、一日最大給水量の欄中「1万2,224m³」を秋田市金足の一日最大給水量211m³を減ずる「1万2,013m³」に改めるものでございます。

附則として、この条例は規則で定める日から施行するものでございます。現在は、平成24年11月1日を予定しております。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

【日程第13、議案第11号 平成23年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について から 日程第22、議案第20号 平成23年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（千田正英） 日程第13、議案第11号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）についてから日程第22、議案第20号、平成23年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第11号から議案第20号までについて、一括して当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、議案第11号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）から議案第20号、平成23年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）についてまでの10件の補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案書の18ページをお願い致します。

議案第11号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について。

別冊のとおり。

平成24年3月1日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市一般会計補正予算（案）（第10号）の1ページをお願い致します。

議案第11号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,291万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億7,673万5,000円とするものでございます。

6ページをお願い致します。

第2表繰越明許費についてでございます。

6款1項農業費につきましては4,480万円を平成24年度に繰り越すものでございます。内訳につきましては、3地区の農業基盤整備事業分でございます。天塩地区が3,800万円、野村地区が500万円、音羽地区が180万円でございます。10款2項小学校費につきましては、今回補正計上する東湖小学校耐震補強及び大規模改修事業分でございます。3億8,743万4,000円、11款1項災害復旧費につきましては、7月の豪雨災害復旧工事分として228万2,000円でございます。それぞれ平成24年度に繰越するものでございます。

第3表地方債補正について申し上げます。

農業基盤整備事業分につきましては3,090万円に増額、小学校整備事業分については4億3,110万円に増額するものでございます。

内訳につきましては、出戸小学校耐震補強及び大規模改修事業の精算と東湖小学校耐震補強及び大規模改修事業の計上によるものでございます。

災害復旧事業分につきましては、国庫補助金の増額により起債発行をしないこととしたものでございます。

次に、歳入予算について主なものをご説明申し上げます。

9ページをお願い致します。

9款1項1目地方交付税1億9,479万2,000円につきましては、普通交付税の交付決定と予算計上済み額の差額を計上したものでございます。

13款1項1目民生費国庫負担金のうち生活保護費負担金3,086万5,000円の減額は、医療扶助及び介護扶助の実績の減によるものでございます。

続きまして、10ページをお願い致します。

13款2項6目教育費国庫補助金のうち安全・安心な学校づくり交付金4,060万円につきましては、出戸小学校耐震補強及び大規模改修事業の事業費が確定したことによる増額と、学校施設環境改善交付金9,062万8,000円は国の補正予算に伴う東湖小学校耐震補強及び大規模改修事業の実施によるものでございます。

11ページをお願い致します。

14款2項5目農林水産業費県補助金のうち重点作物産地づくり支援交付金563万6,000円につきましては、県の農林漁業振興臨時対策基金事業でございます。

13ページをお願い致します。

18款1項1目前年度繰越金につきましては8,671万円でありまして、今回で全額を予算計上致すものでございます。

20款1項市債については2億1,360万円の追加でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

14ページをお願い致します。

2款1項18目基金費については1億3,056万9,000円ではありますが、主なものは財政調整基金積立金3,287万4,000円、市役所庁舎建設基金積立金1億円でございます。

16ページをお願い致します。

3 款 1 項 2 目障害者福祉費につきましては2,015万円ではありますが、増となった主な理由につきましては、介護給付費、訓練等給付費2,300万円でありまして、実績見込みの増額によるものでございます。

18ページでございます。

3 款 3 項 2 目生活保護費の扶助費については4,115万4,000円の減額でございますが、医療扶助及び介護扶助の実績の減によるものでございます。

20ページをお願い致します。

6 款 1 項 3 目農業振興費の重点品目産地づくり支援交付金563万7,000円については、戸別所得補償制度の本格実施に伴いまして、転作田を活用し地域で産地化を推進する重点作目に助成を行うものでございます。県の農林漁業振興臨時対策基金事業でありまして、補助率は100%となっております。

21ページをお願い致します。

6 款 1 項 4 目農地費の県営土地改良事業負担金につきましては4,180万円ではありますが、国の補助予算に伴う負担金の増額でございます。内訳につきましては、3 地区ありますけれども、農業基盤整備事業であります。天塩地区が3,600万円、野村地区が400万円、音羽地区が180万円でございます。

24ページをお願い致します。

10款 2 項 3 目学校整備事業費 3 億6,597万8,000円につきましては、出戸小学校耐震補強大規模改修事業費の精算による減額でございます。それから東湖小学校耐震補強大規模改修事業 3 億8,743万4,000円を平成24年度から前倒しして計上するものでございます。

26ページをお願い致します。

12款 1 項 1 目元金につきましては1 億7,379万2,000円でありますけれども、金利の高い市債17件分を繰上償還するものでございます。

以上が一般会計補正予算の大綱でございます。

続きまして、議案書の19ページをお願い致します。

続きまして、議案第12号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

平成24年 3 月 1 日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）（第4号）の1ページを

お願い致します。

議案第12号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,988万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,476万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、実績見込みにより、歳入歳出全般にわたり見直しし、保険給付費を追加するほか、財政調整基金に積み立てするものでございます。

議案書の方の20ページをお願い致します。

議案第13号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成24年3月1日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第13号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ448万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,672万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、秋田県後期高齢者医療広域連合負担金を減額するものでございます。

議案書の21ページをお願い致します。

議案第14号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

平成24年3月1日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第14号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ479万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,804万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、実績見込みにより歳入歳出全般にわたりまして見直しし、保険給付費を追加するものでございます。

議案書の22ページをお願い致します。

議案第15号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成24年3月1日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第15号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,002万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、施設維持管理費と機能強化対策事業費の精算でございます。

議案書の23ページをお願い致します。

議案第16号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

平成24年3月1日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第16号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,042万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,471万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、国の補正予算に伴う特定環境保全公共下水道事業工事として1億100万円でございます。これは羽立地区、湖岸地区の集落排水施設を廃止して公共下水道に接続するものでございまして、全額平成24年度に繰り越しし、実施するというものでございます。

議案書の24ページをお願い致します。

議案第17号、平成23年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成24年 3 月 1 日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第17号、平成23年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ129万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、県事業、これは針葉樹と広葉樹の混交林の促進事業という事業がありますけれども、これを活用したことによる間伐作業委託料の減額と繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

議案書の23ページをお願い致します。

議案第18号、平成23年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成24年 3 月 1 日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第18号、平成23年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ162万7,000円とするものでございます。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

議案書の26ページをお願い致します。

議案第19号、平成23年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成24年 3 月 1 日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第19号、平成23年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ108万5,000円とするものでございます。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

議案書の27ページをお願い致します。

議案第20号、平成23年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成24年3月1日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第20号、平成23年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ110万6,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

【日程第23、議案第21号 平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて から 日程第25、議案第23号 平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて】

○議長（千田正英） 日程第23、議案第21号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについてから日程第25、議案第23号、平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第21号から議案第23号までについて当局より一括し提案理由の説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、議案第21号から議案第23号の平成24年度特別会計への繰り入れについて、一括してご説明申し上げます。

議案書の28ページをお願い致します。

議案第21号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて。

平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計は、農業集落排水事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成24年度潟上市一般会計から1億3,994万8,000円以内を繰り入れるものでございます。

平成24年3月1日提出 潟上市長 石川光男

続きまして、議案書の29ページをお願い致します。

議案第22号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて。

平成24年度潟上市下水道事業特別会計は、下水道事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成24年度潟上市一般会計から5億5,380万9,000円を繰り入れるものでございます。

平成24年3月1日提出 潟上市長 石川光男

議案書の30ページをお願い致します。

議案第23号、平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて。

平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計は、合併処理浄化槽事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成24年度潟上市一般会計から378万3,000円以内を繰り入れるものでございます。

平成24年3月1日提出 潟上市長 石川光男

以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

【日程第26、議案第24号 平成24年度潟上市一般会計予算（案）について から
日程第37、議案第35号 平成24年度潟上市水道事業会計予算（案）について】

○議長（千田正英） 日程第26、議案第24号、平成24年度潟上市一般会計予算（案）についてから日程第37、議案第35号、平成24年度潟上市水道事業会計予算（案）についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第24号から議案第35号までについて、一括して当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、平成24年度潟上市予算の大綱について申し上げます。

議案第24号、平成24年度潟上市一般会計予算（案）について申し上げます。

2月15日の臨時議会におきまして、市長がご報告申し上げましたとおり、このたび2月8日の全員協議会時にお示し致しました予算に市役所庁舎整備にかかわる予算として9,800万円を加え、平成24年度潟上市一般会計予算を上程するものでございます。

それでは、改めましてお配り致しました平成24年度潟上市予算概要によって説明を致します。

それでは、1ページからご覧いただきたいと思います。

平成24年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ134億3,900万円でございます。前年度当初予算比3,600万円、0.3%の減でございます。

はじめに、歳入について申し上げます。

市税につきましては24億4,369万円で、前年度比2,257万4,000円、0.9%の増でございます。このうち市民税につきましては10億7,852万2,000円で、前年度比6,601万9,000円、6.5%の増でございます。

また、固定資産税については10億8,205万8,000円で、前年度比4,768万円、4.2%の減でございます。

地方譲与税は1億3,400万円で、前年度比200万円、1.5%の減でございます。

地方消費税交付金につきましては2億5,400万円で、前年度同額計上致してございません。

地方交付税につきましては61億5,064万3,000円で、前年度比598万円、0.1%の増でございます。このうち普通交付税については58億5,064万3,000円で、前年度比598万円、0.1%の増でございます。また、特別交付税につきましては、前年度同額の3億円を計上致してございます。

国庫支出金については17億5,640万3,000円で、前年度比245万5,000円、0.1%の減でございます。主な要因につきましては、子ども手当の制度改正に伴う国庫負担金の減とクリーンセンター基幹改良整備事業の実施による循環型社会形成推進交付金の増、出戸小学校耐震補強並びに大規模改修事業の終了による安全・安心な学校づくり交付金の減によるものでございます。

県支出金については7億115万2,000円でございます。前年度比5,357万7,000円、7.1%の減でございます。主な要因につきましては、県の緊急雇用創出臨時対策基金事業の縮小による減と、選挙委託金の減でございます。

繰越金については1億6,000万円で、前年度6,000万円、60.0%の増でございます。

市債につきましては11億6,370万円を計上してございます。クリーンセンター基幹改良整備事業費分として2億2,600万円、道路整備事業分として1億2,900万円など、事業債が5億2,770万円、それから臨時財政対策債が6億3,600万円でございます。

また、歳入のうち自主財源につきましては24.1%の32億3,810万1,000円で、依存財源については75.9%、102億89万8,000円でございます。前年度比では、自主財源の割合が

1.2ポイント増加してございます。

次に、歳出について申し上げます。

議会費については2億1,515万7,000円で、前年度比2,749万1,000円、11.3%の減となっております。主な要因は、議員年金の廃止に伴い、昨年度大幅に引き上げられていた議員共済組合負担金が2,669万7,000円減少したことによるものでございます。

総務費は16億6,587万円でございます。前年度比1億5,072万2,000円、9.9%の増でございます。主な要因は、市役所庁舎整備事業に着手することと追分自治会館を整備することによるものでございます。他の主な事業につきましては、表彰式典の開催について797万4,000円、秋田県知事選挙の実施、これは平成25年4月19日に任期満了を迎えるものであります。772万5,000円、防犯灯整備事業272万5,000円、自治基本条例の推進については292万円、住民生活に光をそそぐ交付金事業1,485万8,000円でございます。

民生費につきましては46億5,700万6,000円でございます。前年度比3億5,089万5,000円、7.0%の減でございます。主な事業につきましては、ことぶき荘改修工事260万1,000円、少子化対策事業1,804万6,000円と、それから子ども手当給付費が5億934万円、生活保護費給付費が8億3,365万3,000円でございます。

衛生費は13億4,525万5,000円で、前年度比4億5,095万7,000円、50.4%の増でございます。主な事業としては、クリーンセンター基幹改良整備事業4億6,164万円、追分地区墓地公園改修事業1,027万2,000円、環境基本計画の策定404万7,000円、健康かたがみ21の策定96万5,000円、緊急予防接種事業については2,912万5,000円となっております。

労働費については4,248万1,000円で、前年度比2,428万5,000円、36.4%の減でございます。主な事業としては、緊急雇用創出臨時対策基金事業と致しまして3,568万8,000円でございます。

農林水産業費は4億2,648万5,000円で、前年度比7,032万3,000円、19.7%の増でございます。主な事業と致しましては、漁港ストックマネジメント事業4,113万8,000円、農地集積加速化基盤整備事業、これは天塩地区であります。2,800万円、同じく農地集積加速化基盤整備事業、豊川地区であります。800万円、基幹水利施設ストックマネジメント事業、飯塚地区になります。470万円でございます。

商工費は2億1,780万9,000円で、前年度比650万6,000円、3.1%の増でございます。主な事業と致しましては、地域活性化イベント事業1,431万8,000円、商工会共通商品券事業の補助金1,000万円、ブルームッセあきたレジスター更新468万9,000円、天王温泉

くから改修工事477万1,000円でございます。

土木費については13億1,064万3,000円で、前年度比5,703万2,000円、4.2%の減でございます。主な事業と致しましては、市道大久保小学校線整備事業調査設計3,758万2,000円、橋梁の長寿命化事業5,500万円、住宅リフォーム補助金3,900万円、道路新設改良事業2億4,352万8,000円、除雪関連経費については1億1,600万円でございます。このほか市営住宅改修事業と致しまして、これは山神南団地であります864万4,000円でございます。

次に、消防費につきましては8億1,752万5,000円で、前年度比3,068万8,000円、3.9%の増でございます。主な事業については、緊急情報メール配信システム整備事業514万5,000円、津波避難所の看板整備事業295万円、消防団器具庫整備事業、天王第4分団等あります1,198万8,000円、大崎地区の防火水槽の設置工事1,038万4,000円、防災行政無線整備事業が170万2,000円でございます。

教育費は12億3,487万3,000円で、前年度比1億8,176万4,000円、12.8%の減でございます。主な事業は、渋谷分館改修事業1,177万1,000円、八郎湖漁労具収蔵庫改修工事及び標本再生事業と致しまして744万円、天王中学校耐震補強大規模改修事業実施設計2,339万7,000円、育英会補助金については1億円、教育用コンピューター整備事業と致しまして2,724万2,000円となっております。

災害復旧費につきましては300万円を計上致しております。

公債費は14億8,789万6,000円でありまして、前年度比1億472万9,000円、6.6%の減でございます。

また、歳出における性質別の内訳については、義務経費のうち人件費は29億6,300万円で、前年度比246万6,000円、0.1%の減でございます。

扶助費については24億2,699万1,000円で、前年度比1億3,015万9,000円、5.1%の減でございます。主な要因につきましては、子ども手当の制度改正に伴う減でございます。

公債費については、先ほど申し上げたとおりでございます。

普通建設事業費については14億7,975万1,000円で、前年度比2億881万4,000円、16.4%の増でございます。主な事業と致しましては、クリーンセンター基幹改修整備事業や天王中学校の耐震補強及び大規模改修事業、市役所庁舎整備事業、市道整備事業、漁港整備事業、防災無線の整備事業などを実施するものでございます。

物件費については16億2,183万2,000円で、前年度4,444万9,000円、2.7%の減ござ

います。主な要因につきましては、観光施設無料循環バス運行事業の減、図書館整備事業の減などによるものでございます。

維持補修費については1億2,767万7,000円で前年度比1,950万1,000円、13.2%の減で
ございます。主な要因と致しましては、クリーンセンター基幹整備事業の実施や学校の
大規模改修により修繕料が減少したためによるものでございます。

補助費等については13億4,667万8,000円で、前年度比2,371万7,000円、1.8%の増で
ございます。主な要因と致しましては潟上市育英会へ1億円の補助を行うものでござい
ます。この増に伴うものと、それから営農維持推進事業の助成金1,461万8,000円の減な
どによるものでございます。

特別会計に対する繰出金については18億8,717万4,000円で、前年度比6,655万5,000円、
3.7%の増でございます。

続きまして、議案第25号から議案第35号までの特別会計及び企業会計について申し上げ
ます。

十の特別会計と水道事業の企業会計を合わせた総額については98億3,392万5,000円で、
前年度と比較致しますと4億2,800万7,000円、4.6%の増でございます。

主な事業と致しましては、下水道整備事業においては5,505万円でありまして、秋田
市から分水解消に伴う追分地区への給水事業に7億6,290万4,000円、天王大崎地区への
給水事業と致しまして2,585万7,000円を計上致してございます。

以上が平成24年度一般会計及び特別会計等の予算の概要でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

【日程第38、議案第36号 市道路線の認定及び変更について】

○議長（千田正英） 日程第38、議案第36号、市道路線の認定及び変更についてを議題と
します。

議案の朗読を省略します。

議案第36号について当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） それでは、議案書の43ページをお願い致します。

議案第36号について、ご説明を申し上げます。

本案は、市道路線の認定及び変更についてでございます。

道路法第8条第1項及び第10条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定し、
及び変更する。

認定する路線につきましては、次の表の8路線でございます。

次のページをお願い致します。

変更する路線につきましては、次の表の2路線でございます。全部で10路線になっております。

平成24年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますけれども、開発行為等により市に帰属された道路を市道として管理するため、路線を認定及び変更する必要があるため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

このたび新たに認定する路線は8路線でございます。それに伴う延長が678.1mでございます。また、変更する路線は2路線で、178mの延伸によりまして、全体の延長は856.1mの増となっております。

これに伴う市道の内訳につきましては、一級市道が延長6万585m、二級市道につきましては4万1,174m、その他の市道が29万9,956mとなります。市道の全体延長は40万1,715mとなることとなります。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

【日程第39、請願第1号 TPP交渉参加に向けた協議の中止を求める請願 から 日程第44、陳情第5号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情】

○議長（千田正英） 日程第39、請願第1号、TPP交渉参加に向けた協議の中止を求める請願から日程第44、陳情第5号、公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情までを一括議題とします。

請願・陳情の朗読と説明を省略します。

ただいま提案された請願第1号から陳情第5号までについては、去る2月27日開会の議会運営委員会において、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、各常任委員会に付託することにしました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号から陳情第5号までについては、請願・陳情等文書表のとおり各常任委員会に付託することに決定しました。

【日程第45、選挙第1号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙について から 日程第46、選挙第2号 男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙について】

○議長（千田正英） 日程第45、選挙第1号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙について及び日程第46、選挙第2号、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙についてを一括議題とします。

選挙第1号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙については欠員の2名を、選挙第2号、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙については欠員1名を、それぞれの組合規約に基づき選出するものであります。

お諮りします。選挙第1号及び選挙第2号の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

欠員の湖東地区行政一部事務組合議会議員に7番菅原久和議員、10番佐藤義久議員を指名し、湖東地区行政一部事務組合議会議員選挙の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員が湖東地区行政一部事務組合議会議員選挙に当選されました。

次に、欠員の男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員に13番佐藤 昇議員を指名し、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員選挙の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員が男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員選挙に当選されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

なお、3月5日月曜日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも大変お疲れさまでした。

午後 2時16分 散会

